

郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備の推進、森林の多様な利用・緑化の推進、望ましい林業構造の確立、担い手の育成確保、特用林産の振興、木材利用及び木材産業の体制整備の推進を図るための事業（以下「事業」という。）を行う者に対する補助金の交付に関して、福島県林業・木材産業循環成長対策交付金交付要綱（平成30年6月11日付け30森第712号。以下「県交付要綱」という。）、福島県林業・木材産業等振興施設整備事業事務取扱要領（平成18年8月17日付け18森第808号。以下「取扱要領」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、取扱要領に基づき、本市を経由して林野庁長官から事業計画の承認を受けたものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の承認を受けた事業種目に応じて、県交付要綱別表1-1の森林整備・林業等振興整備交付金又は県交付要綱別表1-3の森林整備・林業等振興推進交付金の対象となる経費とし、補助金の額は、補助対象経費に当該別表に掲げる交付率を乗じて得た額以内で予算の範囲内で定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書及び同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は次のとおりとし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は収支の内訳を確認できる書類とする。

- (1) 補助事業等事業計画書及び補助事業等に係る収支予算書（森林整備・林業等振興整備）（第1号様式）（森林整備・林業等振興整備交付金に係る本補助金を申請する場合に限る。）
- (2) 補助事業等事業計画書及び補助事業等に係る収支予算書（森林整備・林業等振興推進）（第2号様式）（森林整備・林業等振興推進交付金に係る本補助金を申請する場合に限る。）

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 補助金の総額の増減
- (2) 事業種目相互間における補助対象経費の20%を超える増減
- (3) 事業種目の新設又は廃止
- (4) 事業種目ごとの工種又は施設区分の1件の補助対象経費が500万円以上のものについて補助対象経費の20%を超える増減
- (5) 次のアからウまでに掲げる主要工事及び施設の主要構造の変更等

- ア 機械類の能力の変更
- イ 工種又は施設区分の新設又は廃止
- ウ 施工箇所又は設置箇所の変更

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他書類を整備し、取扱要領別表3の保存期間に従い保存すること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従い効果的な運用を図ること。
- (4) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、県交付要綱様式第8号の契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないこと。

(事業の事前着手の申請等)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者が、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとするときは、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業事前着手承認申請書（第3号様式）を市長に提出して申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支の内訳を確認できる書類（第4条の規定による申請をしていない者に限る。）
 - (2) その他市長が必要と認めて指示する書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業事前着手承認申請書の審査等により、事業の目的及び内容が適正であるか、当該申請の理由がやむを得ないものと認められるか等を確認し、当該申請を承認すべきものと認めるときは、速やかに承認をしなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は交付申請額を下回る額での交付を決定する場合があること。
 - (2) 当該事業について、補助金の交付の決定があるまでの期間に事業計画の変更を行わないこと。
- 4 市長は、第2項の規定による承認をしたときは、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業事前着手承認通知書（第4号様式）により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業主体」という。）は、事業が完了したときは、当該完了の日から10日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 森林整備・林業等振興整備交付金に係る本補助金の実績を報告する場合

- ア 事業実績書及び収支決算書（森林整備・林業等振興整備）（第5号様式）
- イ 工事請負契約書等の写し
- ウ 完成届の写し
- エ 検査調書の写し
- オ 完成写真
- カ 収支の内訳を確認できる書類
- キ 郡山市林業・木材産業循環成長対策事業設置施設等台帳（第6号様式）
- ク その他市長が必要と認めて指示する書類

(2) 森林整備・林業等振興推進交付金に係る本補助金の実績を報告する場合

- ア 事業実績書及び収支決算書（森林整備・林業等振興推進）（第7号様式）
- イ 収支の内訳を確認できる書類
- ウ その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により事業主体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下この条において「大蔵省令」という。）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する期間とする。ただし、大蔵省令別表に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定められている期間とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第12条 第4条の規定による申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率（当該補助金の額を補助対象経費で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申請をした事業主体は、第8条の規定による実績報告（次項において「実績報告」という。）に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第1項ただし書の規定による申請をした事業主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の確定報告書（第8号様式）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

補助事業等事業計画書及び補助事業等に係る収支予算書
（森林整備・林業等振興整備）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事 項	総事業費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		市補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
事業費				控除税額 円
附帯事務費				控除税額 円
計				

(2) 事業費

ア 総括表

事業区分	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		市補助金 (A)	公庫資金 (B)	自己資金 (C)	
	円	円	円	円	控除税額 円
計					

イ 事業計画

事業区分	事業種目	設計書番号	施工箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量		事業費 (A+B+C) 円	経費内訳			工期		受益戸数	備考	
						A	B		市補助金 (A) 円	公庫資金 (B) 円	その他 (C) 円	着手予定年月日	竣工予定年月日			
								円	円	円	円					
計																

(注) この表の作成については、別に定めるところによる。

3 実施計画及び図面

年 月 日付けで提出済

4 事業着手予定年月日

年 月 日

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

事 項	予算額	備 考
事業費	円	
附帯事務費		
計	円	
市補助金	円	
公庫資金		
自己資金		
計	円	

(2) 支出の部

事 項	予算額	予算額の基礎
事業費	円	
附帯事務費		
計		

7 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

8 添付資料

収支の内訳を確認できる書類

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(2) 支出の部

区 分		予 算 額	備 考
巡回 指導	報 償 費	円	
	旅 費		
	需 用 費		
	役 務 費		
計			

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

7 添付資料

収支の内訳を確認できる書類

(注) 不要の文字は、抹消すること。

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地
名 称
代表者の氏名

〇〇年度郡山市林業・木材産業循環成長対策事業事前着手承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した実施計画に基づく下記事業について、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費補助金交付要綱第7条第3項に記載された条件を了承のうえ、交付決定前に着工したいので承認されたく申請します。

1 事業内容等

事業種目	工種又は 施設区分	事業量	事業費	補助金	着手予定 年月日	完了予定 年月日	施行箇所

(注) この表の作成については、別に定めるところによる。

2 理 由

3 添付書類

収支の内訳を確認できる書類

第3号様式（第7条関係）2-2

工程表

工事等番号							施 工 期			着 手 完 成			
工事等名称							受注者住所氏名							
工事等の種類	工 程		月		月		月		月		月		月	
	10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20	

(注) 各工事の着工期限及び完成期日を棒グラフで表示すること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所又は所在地
名 称
代表者の氏名

郡 山 市 長

郡山市林業・木材産業循環成長対策事業事前着手承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請がありましたこのことについて、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき承認します。

第5号様式（第8条関係）

事業実績書及び収支決算書
(森林整備・林業等振興整備)

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事 項	総事業費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		市補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
事 業 費				控除税額 円
附帯事務費				控除税額 円
計				

(2) 事業費

ア 総括表

事業区分	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		市補助金 (A)	公庫資金 (B)	自己資金 (C)	
	円	円	円	円	控除税額 円
計					

イ 事業実績

事業区分	事業種目	設計書番号	施工箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量		事業費 (A+B+C) 円	経費内訳			工期		受益戸数	備考	
						A	B		市補助金 (A) 円	公庫資金 (B) 円	その他 (C) 円	着手年月日	竣工年月日			
								円	円	円	円					
計																

(注) この表の作成については、別に定めるところによる。

3 実施計画及び図面

年 月 日付けで提出済

4 事業着手年月日 年 月 日

5 事業完了年月日 年 月 日

6 収支決算

(1) 収入の部

事 項	決算額	備 考
事 業 費	円	
附帯事務費		
計	円	
市補助金	円	
公庫資金		
自己資金		
計	円	

(2) 支出の部

事 項	決算額	決算額の基礎
事 業 費	円	
附帯事務費		
計		

7 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

8 添付資料

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 完成届の写し
- (3) 検査調書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 収支の内訳を確認できる書類
- (6) 郡山市林業・木材産業循環成長対策事業設置施設等台帳（第6号様式）
- (7) その他市長が必要と認めて指示する書類

(注) 不要の文字は、抹消すること。

郡山市林業・木材産業循環成長対策事業設置施設等台帳

事業主体名

事業種目						施工箇所	地内
施工年度						管理主体	
事業費		内 市補助金			その他		
千円		千円			千円		
設置施設等の内容等							
区分	年度	施設区分	構造又は規格	数量 (規模)	事業費	耐用年数	備考
処分状況							
施設区分	処分目的	処分年月日	処分金額	補助金 返還の 有無	備考		

(注)① 区分は、本事業で設置した施設等は「新設」、増改築、災害復旧等の場合は「増築」「改築」「災害」「更新」等と記入する。

② 施設区分は「工種又は施設区分」を記入する。

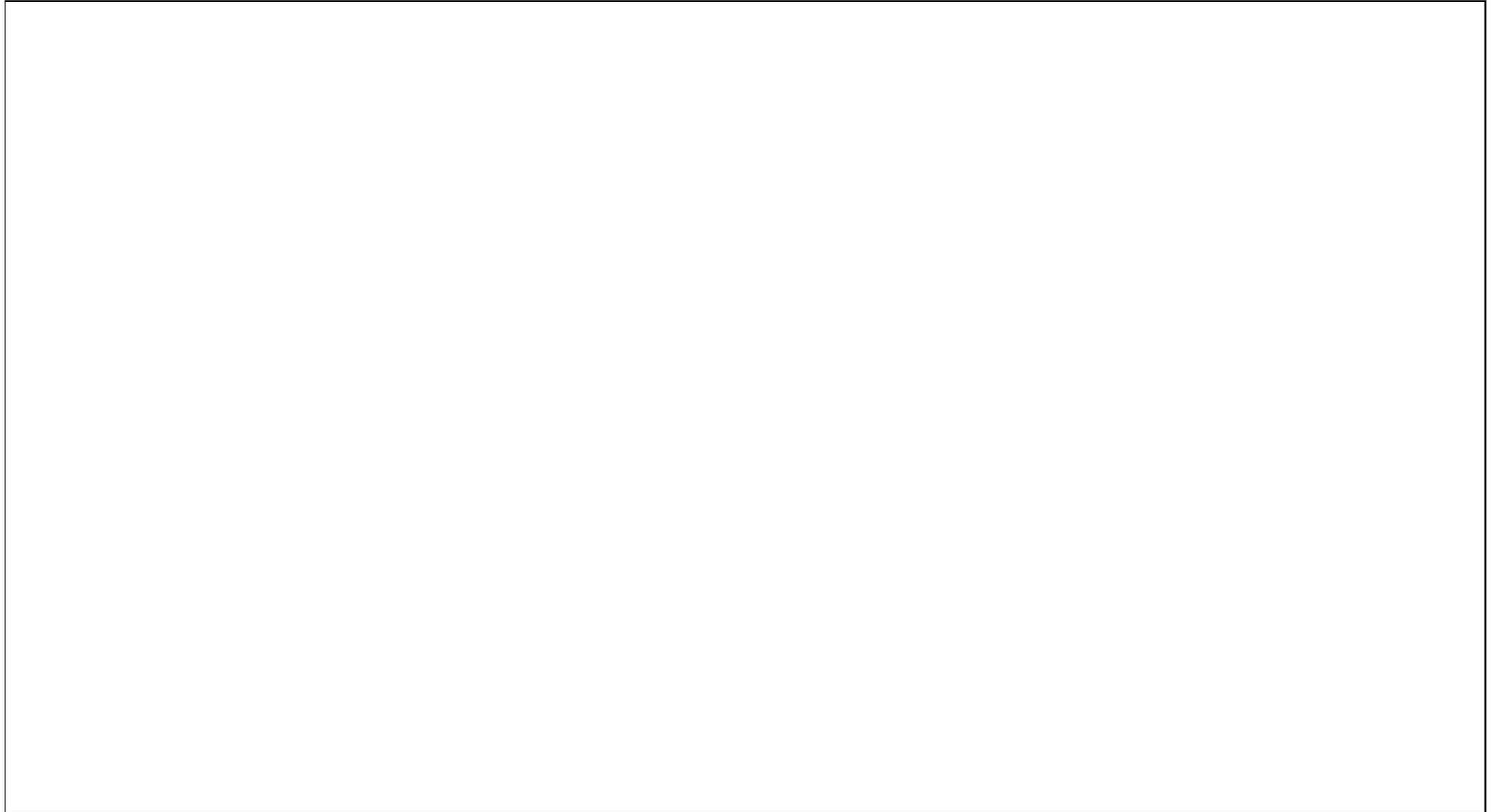
③ 構造又は規格は機械の形式、建物は鉄骨平屋(鉄骨厚○mm)などと記入する。

④ 備考は増改築等の承認月日、災害の発生日、処分に関する承認又は報告年月日を記入する。

⑤ 森林組合、同連合会、農協等以外の協業体の場合は別紙の名簿を備えること。

第6号様式（第8条関係）2-2

施設の位置図、平面図等



第6号様式（第8条関係）別紙

事業体名	組合		
組合員氏名	住所	出資金等	備考

組合員氏名	住所	出資金等	備考

(2) 支出の部

区 分		予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
巡回指導	報 償 費	円			
	旅 費				
	需 用 費				
	役 務 費				
計					

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

7 添付資料

(1) 収支の内訳を確認できる書類

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(注) 不要の文字は、抹消すること。

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地
名 称
代表者の氏名

〇〇年度郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費
補助金に係る消費税仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費補助金について、郡山市林業・木材産業循環成長対策事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金交付額（確定額） （ 年 月 日付け 第 号による通知額）	金	円
2	補助金の確定時における消費税仕入控除税額（A）	金	円
3	消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額（B）	金	円
4	補助金返還額（B－A）	金	円

（注） 控除税額の積算の内訳等、参考となる資料を添付すること。